

平成 2 1 年第 2 回
福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成 2 1 年 7 月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

平成 2 1 年第 2 回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示	1
2	招集年月日	1
3	招集の場所	1
4	会議の時刻	1
5	応招議員	1
6	不応招議員	2
7	出席議員	2
8	欠席議員	2
9	地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のために出席した者の職氏名	2
10	議事日程	2
11	本日の会議に付議した事件	3
12	会議の経過	3
	(1) 開会の宣告	3
	(2) 諸般の報告	3
	(3) 議席の指定	3
	(4) 会議録署名議員の指名	3
	(5) 会期の決定	4
	(6) 議長の選挙	4
	(7) 承認第 1 号ないし第 3 号、認定第 1 号ないし第 2 号、議案第 1 0 号ないし 第 1 1 号、同意第 1 号の提出	5
	(8) 提案理由の説明	5
	(9) 一般質問	6
	(10) 承認第 1 号の説明、採決	1 1
	(11) 承認第 2 号の説明、採決	1 2
	(12) 承認第 3 号の説明、採決	1 2
	(13) 認定第 1 号及び認定第 2 号の説明、採決	1 3
	(14) 議案第 1 0 号の説明、採決	1 9
	(15) 議案第 1 1 号の説明、採決	2 0
	(16) 同意第 1 号の説明、採決	2 1
	(17) 閉会の宣告	2 2

1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第15号

平成21年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成21年7月1日

福島県後期高齢者医療広域連合長 瀬戸孝則

(1) 日 時 平成21年7月30日(木)午後2時30分

(2) 場 所 福島テルサ 3階 「あぶくま」

(3) 付議事件

ア 平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)

イ 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

ウ 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合の規約の変更について

エ 平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

オ 平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

カ 平成21年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)

キ 平成21年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

ク 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて

2 招集年月日

平成21年7月30日

3 招集の場所

福島テルサ 3階 「あぶくま」

4 会議の時刻

平成21年7月30日午後2時30分開会、午後4時56分閉会

5 応招議員

1番 原 正夫君

3番 白井英男君

4番 仁志田昇司君

5番 竹内昶俊君

7番 鈴木義孝君

8番 遠藤雄幸君

9番 田澤豊彦君 10番 山口耕治君 11番 波多野広文君
12番 市川清純君 14番 鈴木 巖君 15番 大和田 昭君
16番 坂本紀一君

6 不応招議員

2番 櫛田一男君 6番 大樂勝弘君 13番 佐藤喜三郎君

7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

9 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	瀬戸孝則君	副広域連合長	古川道郎君
監査委員	新保勝也君	事務局長	鈴木英司君
事務局次長	佐藤淳君	総務課長	菊地弘美君
業務課長	菊地清寿君	資格管理係長	赤井尚也君
給付係長	高原茂君		

10 議事日程

日程第 1	諸般の報告
日程第 2	議席の指定
日程第 3	会議録署名議員の指名
日程第 4	会期の決定
日程第 5	議長の選挙
日程第 6	承認第1号ないし第3号、認定第1号ないし第2号、議案第10号ないし第11号、同意第1号の提出
日程第 7	提案理由の説明
日程第 8	一般質問
日程第 9	承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて (専決第1号 平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号))
日程第10	承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて (専決第2号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)
日程第11	承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて (専決第3号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合の

規約の変更について)

日程第12	認定第1号	平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第13	認定第2号	平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14	議案第10号	平成21年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
日程第15	議案第11号	平成21年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第16	同意第1号	福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて

1.1 本日の会議に付議した事件

「10 議事日程」に同じ。

1.2 会議の経過

事務局次長(佐藤淳君) 定刻となりましたので、ただいまより定例会を進めてまいります。

それでは、坂本紀一副議長、よろしくお願ひいたします。

(坂本副議長 議長席に着席)

(1) 開会の宣告

副議長(坂本紀一君) ただいま出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成21年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

この際、ご報告します。

2番榎田一男君、6番大楽勝弘君、13番佐藤喜三郎君より欠席の届けがありました。直ちに本日の会議を開きます。

(午後2時31分)

(2) 諸般の報告

副議長(坂本紀一君) 日程第1、諸般の報告を行います。

2月定例会以降に議員の異動がありましたので、報告いたします。

4月3日に河内幸夫君より辞職願が提出され、同日これを許可しました。

5月12日に佐川庄重郎君より辞職願が提出され、同日これを許可しました。

また、4月26日に原正夫君が任期満了となりました。これにより、補欠選挙が執行され、原正夫君、山口耕治君、波多野広文君が当選されましたので、報告いたします。

(3) 議席の指定

副議長(坂本紀一君) 日程第2、議席の指定を行います。

今回、補欠選挙において当選された議員の議席を、原正夫君を1番、山口耕治君を10番、波多野広文君を11番に指定します。

(4) 会議録署名議員の指名

副議長（坂本紀一君） 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、4番仁志田昇司君、12番市川清純君を指名します。

(5) 会期の決定

副議長（坂本紀一君） 次に、日程第4、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（坂本紀一君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定しました。

(6) 議長の選挙

副議長（坂本紀一君） 次に、日程第5、議長の選挙を行います。

議長については、議員辞職に伴い空席となっております。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（坂本紀一君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

それでは、お諮りいたします。指名の方法については、副議長が指名することにしたと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（坂本紀一君） 異議なしと認めます。よって、副議長が指名することに決定しました。

それでは、指名します。

議長に田澤豊彦君を指名します。

お諮りいたします。ただいま指名しました田澤豊彦君が当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（坂本紀一君） 異議なしと認めます。よって、田澤豊彦君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました田澤豊彦君が議場におりますので、当選を告知します。

田澤豊彦議長、前方の演壇へ登壇願います。

議長（田澤豊彦君） ただいま皆様方からご推挙いただきまして、議長を仰せつかりました田澤豊彦でございます。謹んで引き受けさせていただきます。

この後期高齢者医療制度に関しましては、さまざまなご意見があります。しかし、この議会といたしましては、これまで多大なる社会貢献をされてこられました被保険者の方々が安心して、これからも医療を引き続き受けられるように努力していきたいと考えておりますので、よろしく願います。

また、議員の皆様方には真摯な議論を通じまして、この議会が円滑に議会運営が図られますよう、我々、私も一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも

ご協力のほどお願いいたしまして、あいさついたします。よろしく申し上げます。
(拍手)

副議長（坂本紀一君） ここで議長を交代いたします。

田澤豊彦議長、議長席へお着き願います。

ご協力ありがとうございました。

(田澤議長 議長席に着席)

(7) 承認第1号ないし第3号、認定第1号ないし第2号、議案第10号ないし第11号、同意第1号の提出

議長（田澤豊彦君） 議長を交代いたしました。

次に、日程第6、承認第1号ないし第3号、認定第1号ないし第2号、議案第10号ないし第11号、同意第1号の提出を行います。

ただいま広域連合長から議案の提出がありました。

議案はさきにお手もとに配付しておきましたので、ご了承願います。

(8) 提案理由の説明

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第7、提案理由の説明を行います。

承認第1号ないし第3号、認定第1号ないし第2号、議案第10号ないし第11号、同意第1号を一括して議題とします。

広域連合長より提案理由の説明を求めます。

(広域連合長より「議長」との発言あり)

議長（田澤豊彦君） 広域連合長。

広域連合長（瀬戸孝則君） 平成21年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、お忙しいところ、ご参集いただきまして、まことにありがとうございました。

本定例会に提出いたしました案件は、専決処分に係る承認が3件、平成20年度決算認定が2件、平成21年度補正に係る議案が2件と監査委員の選任に係る同意を賜る件でございます。

提案理由を申し上げるに先立ちまして、後期高齢者医療制度に関して、広域連合長として、制度運営に対する所信を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、平成20年4月より後期高齢者医療制度が施行されましたが、その後、低所得者への保険料のさらなる軽減など、さまざまな改善が図られました。本広域連合といたしましては、この制度が国民皆保険を今後とも維持していくために必要なものとの基本的認識に立ち、制度の定着に努めてまいりました。現在は、苦情等はほとんどなく、定着が進みつつあると考えておるところでございます。

次に、財政運営でございますが、初めての特別会計の決算に当たりましても、保険料算定時の推計から大きく乖離することなく、おおむね順調に執行することができたと考えております。今後は、保険者としての機能を発揮するため、次の3つの事項について主体的な取り組みが求められるものと考えております。

1つ目は、保険料の収納対策であり、2つ目は、被保険者の健康づくりであり、3つ目は、医療費の適正化に対する取り組みであります。どの課題も広域連合だけでは対応が難しいものであり、今後とも構成市町村及び県、関係機関のご協力をいただき

ながら、鋭意取り組んでまいりたいと考えているところでございます。引き続き効率的執行と安定的運営を目指し、適正な執行に努めてまいりますので、慎重なるご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を行います。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、これは平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）として、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであり、同条第3項の規定により、承認を求めるとでございます。

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、これは福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、前号同様に承認を求めるとでございます。

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、これは福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合の規約の変更について、前号同様に承認を求めるとでございます。

認定第1号「平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」でございますが、これは地方自治法第233条第3項及び同条第5項の規定により、監査委員の審査に付した決算と決算附属書類を添え、監査委員の意見をつけて認定に付すものとでございます。

認定第2号「平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」でございますが、前号同様に地方自治法の規定により、監査委員の意見をつけて認定に付すものとでございます。

議案第10号「平成21年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,752万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,796万4,000円とするものとでございます。

議案第11号「平成21年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31億3,124万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,214億8,709万2,000円とするものとでございます。

同意第1号「福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」でございますが、委員の辞任に伴い、議員から選任を行うものであり、後ほどご提案申し上げたいと思っております。

以上8件について、提案理由の説明といたします。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 一般質問

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第8、一般質問を行います。

順序に従いまして、発言を許可します。

3番白井英男君。

3番（白井英男君） 議長のお許しを得まして、通告に従いまして質問させていただきます。

3点ほど質問いたします。

1つ目は、昨年4月に制度が発足いたしまして、私もびっくりいたしましたけれども、いろいろな声が出てきまして、どういうふうに收拾されるのかなというふうに思っておりましたらば、鋭意国も含めましてご検討いただきまして、9月から大幅な制度改正がなされて、それを実施したということによって、先ほど広域連合長のほうからも評価が若干ございましたけれども、現在は苦情等もほとんどなく定着が進みつつあると考えておりますと、こういう総合的な評価がございましたが、私も喜多方の例をとりますと、最近はほとんど苦情もないという状態になって、落ちついてきて、ほっとしているところでございます。

ところが、一般の新聞等を見ますと、国のほうにおいても与党のほうでプロジェクトチームをつくって、さらに検討が始まっていると。さらには、いやいや制度そのものを廃止しようというような動きまであるというふうに聞いておりますが、これはある意味で言えば、大変混乱を来すことになるのではないかと思います。

そこで、広域連合長にお聞きしたいんですけれども、一つは、定着が進みつつあるという進行形で書いてございますけれども、どのようにもう少し詳しく評価をされているのかお聞きしたいことと、それから、さりながら問題が全然ないということではないということだと思えますけれども、一体どこに問題がまだ存在するのか、その辺について広域連合長のご所見を伺いたいというふうに思います。

2つ目は、健康診査事業についてであります。

これは広域連合の条例の3条に基づいて、健康診査事業を市町村に委託するというところで、昨年度から実施をいたしておりますが、昨年度の実施状況を見ますと、全体的に実施率が大変低いんですけれども、それが一つと、それと大変ばらつきがあり過ぎるんじゃないかというふうに思うんですけれども、高いところと低いところとばらつきがある。一体なぜこんな状況になるのかというのが不思議でなりません。その辺のなぜこのようなばらつきが生じるのか、そのばらつきについて今後どのように考えておられるのか、当局の見解を伺いたいというふうに思います。

それから、3つ目は、長寿・健康増進事業であります。

これは75歳以上の後期高齢者にいわゆる人間ドックの助成事業がなくなったということで、大変苦情が参っております、これではいかんということで、今年度から人間ドックの助成事業を実施することにしたわけですが、昨年度の当初予算のときもお話ございまして、国のほうのまだ福島県に対する予算枠が定まっていないということで、若干遅れますという話でしたが、これが大変遅れまして、今度の議会に予算が計上されるということでもあります。

こういうものはやはり年度当初から本来実施すべきことであるわけでありまして、国のほうの内示が遅れたと、あるいは要望提出等が遅れたということもあるでしょうけれども、これはやっぱりまずいんじゃないかと思えますね。もうちょっと早目からこれをやれるように、今年の反省も含めて、来年度に対する対応策、これらについてご見解を求めたいと思います。

(広域連合長より「議長」との発言あり)

議長(田澤豊彦君) 広域連合長。

広域連合長（瀬戸孝則君） 白井英男議員のご質問にお答えします。

初めに、昨年度の制度の見直しの評価等についてでございますが、このような具合で一定程度の評価をいただいているというふうに基本的には認識しておりますが、この中身について、もう少し詳しく申し上げたいと思います。昨年度のさまざまな制度の見直しにつきまして、保険料の軽減につきましては、昨年6月12日の政府・与党によりまして、所得の低い方への配慮として、均等割7割軽減世帯について8.5割軽減とされましたほか、所得割を負担する方のうち、年収211万円までの所得の低い方について、所得割額を50%軽減されるという特別対策が実施されました。このことから、昨年7月の本広域連合議会定例会において、約7億9,400万円の保険料減額に係る補正予算を議決いただきまして、被保険者の方々の経済的な負担軽減を図ったということをご報告申し上げたいと思います。

また、保険料の納付方法等について、特別徴収と口座振替の選択制が導入されまして、本年4月の年金支給までに特別徴収から口座振替に切りかえた被保険者数は県内全体で約4,300人に上りました。このことは年金から天引きされることに対する被保険者の方々の不満解消につながったものと考えているということもご指摘申し上げます。

さらに、広域連合においては、当初、保険料収納率を98.0%と見ておりましたが、20年度の決算において、普通徴収の割合が高くなったのにもかかわらず、収納率が98.9%と当初の目標を大きく超える結果となりましたこと、これらのことを考えますと、被保険者の方々が特別対策に対し一定の評価をして、制度に対する理解も徐々に増していったのではないかということのあらわれではないかというふうに考えているところでございます。

次に、今後の制度の見直し、問題点、課題でございますが、長寿社会日本におきまして、高齢者の方々が生き生きと暮らすためには、地方が率先して健康づくりなどの保健事業に取り組んで、そのために国が財政措置を含めた支援をいかに強化していくか、この点は白井議員の指摘のとおりであり、本広域連合としても今後力を入れていくべき重要課題であると認識しているところでございます。

現在、国におきましては、健康づくりの充実のほか、22年度以降の保険料軽減のための財源、財政状況が厳しい保険組合等への支援策、あるいは年齢区分等のあり方などについて検討することとしておりますが、本制度の中長期的な安定運営のためには、これらの事項を踏まえまして、制度のさらなる改善や、それに関連する財源の安定的な確保等とともに、年金、医療、介護なども含めました社会保障制度そのものの安定をいかに確保するかという点が極めて重要であるというふうに考えるところでございます。

本広域連合といたしましても、本年6月3日に設立されました全国後期高齢者医療広域連合協議会等の場を活用しながら、制度改善に対する要望事項や高齢者医療制度の将来ビジョン等について、他の広域連合とも議論を重ね、国に対しその考えを発信してまいりたいと考えているところでございます。

他の質問につきましては、事務局長から答弁いたさせますので、ご了承願います。

（事務局長より「議長」との発言あり）

議長（田澤豊彦君） 事務局長。

事務局長（鈴木英司君） お答えいたします。

健康診査事業につきましては、平成20年度より老人保健法による健康診査から、各保険者が行う特定健診、介護保険法に基づく65歳以上の高齢者を対象とした生活機能評価健診並びに私どものほうの75歳以上については後期高齢者医療制度の健康診査へと大幅に変更されたところでございます。しかも、新しい健診の仕組みが複雑でございまして、また初年度ということもございまして、健診対象者への十分な周知が図れたとは言いがたい状況がございました。

広域連合といたしましても、健診に対する市町村間の共通理解が得られますように、実務者研究会の中で市町村ごとの実施状況を示しながら、健診対象者へのさらなる周知と受診率の向上のお願いをしたところでございます。

また、現在、国においては、75歳以上の健康診査につきましては、国や県が広域連合への財政措置がしやすくなるとの観点も含め、努力義務から実施義務へとすることで、見直しの検討を行うこととしておりますことから、広域連合といたしましても、その動きを注視してまいりたいと考えてございます。

次に、長寿・健康増進事業についてでございますが、平成21年度の当初予算編成時におきましては、長寿・健康増進事業における国の方針及び予算措置状況が不明でございまして、当初予算での措置を見送らざるを得ませんでした。その後、本年2月12日の全国事務局長会議の場において、平成20年度と同程度の交付基準額となる見込みであるとの国からの方針が示されまして、前回の2月の定例会において報告させていただきまして、各市町村にもその取り組みについてお願いしたところでございます。本議会においては、昨年と同規模の4,500万円の補正予算を提出させていただいたところでございます。

国においては、広域連合に対して、健康づくり、収納対策、それから医療費適正化の3本を柱とした保険者機能の強化を求めてございまして、本広域連合としても、長寿・健康増進事業は、被保険者の健康づくりを推進し、医療費適正化にも直結する重要な事業であると考えております。そのためには、構成市町村及び広域連合が、単年度ではなく、複数年度で計画的に取り組めることが重要でありますことから、計画的かつ円滑に事業が実施できるような財政措置等について、国、関係機関に要望してまいりたいと考えてございます。

議長（田澤豊彦君） 3番白井英男君。

3番（白井英男君） 再質問いたします。

広域連合長がお答えになったので、ほぼ了解いたしましたけれども、一つ、大きい点は、途中で制度改正いたしましたよね。あの制度改正が、例えば9割削減でありますね、これとか、年金からの天引きの話もそうだと思いますけれども、いわゆる暫定措置になっているんですよ。暫定措置ということは、また年寄りをばかにして、すぐに別な方向に行っちゃうんじゃないか、という不安感を与えるんですよ。だから、制度としてきちんと恒久的なものであるということを示したほうがいいと思うんです。その中でも国が必要な財源は全部補てんしますと、こういうふうにするもののほうが、制度は安定すると思いますね。ですから、全国の協議会でぜひそ

の辺も議論していただいて、国のほうに強く申し入れされることを希望いたします。

それから、2番目の質問に対してですけれども、ちょっと答弁が不明確なんですけれども、何でこんなばらつきがあるかという点については、何か説明不足だったというか、打ち合わせが不十分だったと、こういう答弁なんですけど、どうも実施要綱を含めての解釈にいろいろな幅があり過ぎたのではないかと思うんですよ。つまり、対象者として除外する例が3件ほどありますよね。その3件についてのいわゆる黒と白と明確に分かれる線が引けなかったのではないか。そこが各町村がちゃんとまじめなところと、いいかげんなところとは言いませぬけれども、できるだけ町民なり市民のためにしてあげたいというところと、その辺も担当者によるんですよ。思惑の違いでいろいろ変わったのではないかと思うんです。

だから、その辺はやっぱりケーススタディーをきちっとして、事例を示して、こういう例はいいですよと。むしろ余り厳密にしないで、灰色のところを多くして、灰色のところはどんどん積極的に取り上げてやってくださいというような流れで対応されたいかかと思うんですが、これについては答弁をいただきます。

それから、3番目の点については、基本的にいいんですけれども、ぜひ継続性が必要だという見解については私も了解いたしますから、国は来年度から年度当初から、とにかくこれはやれることで仕組んでくれという流れをぜひつくってください。そうすると、各市町村もいろいろ事業計画が非常に立てやすいと思いますよ。いろいろアイデアが出てくることだろうと思いますので、制度も3年目ですから、制度の安定性、継続性、それが必要ですので、ぜひその辺については要請をしてください。これについても再答弁をお願いします。

(事務局長より「議長」との発言あり)

議長（田澤豊彦君） 事務局長。

事務局長（鈴木英司君） 3番白井英男議員の再質問にお答えいたします。

まず、健康診査事業でございます。議員さんご指摘のように、75歳以上の後期高齢者に係る健康診査については、除外規定がございます。一つは、入院中の者はだめですよ、あるいは高齢者特有の糖尿病、高脂血症、生活習慣病で通院中の者、それは除外します。あるいはかかりつけ医等によって定期的に受診されている者については除外するというので、除外規定がございます。しかし、今言われましたように、制度が変わりまして、年度当初で十分ご指摘のように周知が至らなかった部分もございません。実際市町村で受け付けをしますと、その辺の部分がうまく伝わっていないという事例も報告されました。したがって、今年の実務者、担当者の研修の中で、そのような個別の実態等を含めまして、改めて健診のあり方等について周知をしたところでございます。いずれにいたしましても、高齢者の健康管理は非常に重要でございますので、周知をしながら、その対応について適切に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、健康づくり事業につきましては、おっしゃるとおりでございます。今回も実際に取り組み状況を市町村に照会しながら、取り組めない要因等もあわせてお伺いしたところでございます。やはりその要因としては、国の継続的な収入の見通しが立たないという部分が大変多いということもございますので、先ほど来ご説明しま

したように、継続的に実施できるよう、財政支援等につきまして、新たにできた広域連合の全国の協議会等を含めながら国のほうに要望してまいりたいと考えてございます。

議長（田澤豊彦君） これにて一般質問を終結します。

(10) 承認第1号の説明、採決

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第9、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号 平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

事務局より説明を求めます。

（事務局長より「議長」との発言あり）

議長（田澤豊彦君） 事務局長。

事務局長（鈴木英司君） それでは、お手元の定例会の議案集、A4判のものと、あわせて議案の説明資料、A3判のものをもってご説明したいと思います。ご準備をお願いしたいと思います。

まず、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分の承認を求めることについて、2ページのほうをご覧くださいますと、専決第1号 平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

議案書では10ページまで記載してございますけれども、別添のA3判の議案説明資料で説明をさせていただきたいと思います。

説明資料の1ページをお開き願います。今回の補正となります臨時特例交付金でございますけれども、この交付金の主な内容については、記載のとおり、保険料軽減等の財源に充てる臨時特例基金造成に係る国庫支出金でございます。さきの2月の定例会におきまして、ちょうど中ほどに表になっておりますけれども、現計予算額が記載してございますが、記載額を2月の折に補正いたしましたので、この3月25日になりました。交付額が決定する通知がございました。変更額にありますように、1億9,487万7,000円、厚く交付されるという内容になったものでございます。したがって、下欄に記載のとおり、歳入歳出予算を同額補正しまして、地方自治法第179条第1項によりまして、平成21年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

以上が承認第1号の説明でございます。ご審議のほどよろしくお申し上げます。

議長（田澤豊彦君） それでは、承認第1号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって承認第1号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって討論を終結し、採決します。

承認第1号は、これを原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は、原案どおり承

認されました。

(11) 承認第2号の説明、採決

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第10、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

事務局より説明を求めます。

（事務局長より「議長」との発言あり）

議長（田澤豊彦君） 事務局長。

事務局長（鈴木英司君） それでは、議案書の11ページをお開き願います。

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」、次ページになりますが、専決第2号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

引き続きA3判のほうの議案説明書で説明をさせていただきます。

説明資料の2ページをお開き願います。平成21年4月に政府・与党において取りまとめられました経済危機対策を受けまして、凶にございますように、均等割7割減額される被保険者について、青の部分でございますけれども、平成21年度においては一律8.5割を減額するものでございます。国の21年度の補正予算が5月29日に成立したことに伴いまして、当広域連合におきまして、6月中に確定賦課等を行う必要がありましたことから、地方自治法第179条第1項により、平成21年6月1日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

なお、一部改正の中身でございますが、資料の4ページをお開きいただきたいと思えます。新旧対照表の変更案をごらんになっていただきたいと思えますけれども、附則のところ新たに第14条を加えるものでございます。14条の第1項が均等割7割軽減者を8.5割軽減とするもの、また同第2項については、さきに一部改正しております7割軽減者のうち、9割軽減となる者は適用外とするものですよという中身でございます。その他については、文言の適正化を図ったものでございます。なお、附則にありますように、平成21年4月1日から適用するものでございます。

以上が承認第2号の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（田澤豊彦君） それでは、承認第2号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって承認第2号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって討論を終結し、採決します。

承認第2号は、これを原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。よって、承認第2号は、原案どおり承認されました。

(12) 承認第3号の説明、採決

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第11、承認第3号「専決処分の承認を求めることに

ついて（専決第3号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合の規約の変更について）」を議題とします。

事務局より説明を求めます。

（事務局より「議長」との発言あり）

議長（田澤豊彦君） 事務局長。

事務局長（鈴木英司君） それでは、引き続きまして議案書の13ページをお開き願います。

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」、14ページに記載のとおり、専決第3号 福島県市町村広域事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合の規約の変更についてご説明申し上げます。

引き続き議案説明資料の5ページをお開き願います。

記載のとおり、福島県市町村総合事務組合の構成団体でありました県中地域水道用水供給企業団が平成21年3月31日をもって解散し、脱退することに異議がない旨、地方自治法第179条第1項によりまして、平成21年6月17日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

以上が承認第3号の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（田澤豊彦君） それでは、承認第3号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって承認第3号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって討論を終結し、採決します。

承認第3号は、これを原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。よって、承認第3号は、原案どおり承認されました。

(13) 認定第1号及び認定第2号の説明、採決

議長（田澤豊彦君） 日程第12、認定第1号「平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第13、認定第2号「平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は関連があるので、一括議題とします。

事務局より説明を求めます。

（事務局より「議長」との発言あり）

議長（田澤豊彦君） 事務局長。

事務局長（鈴木英司君） それでは、議案書の15ページをお開き願います。

認定第1号「平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

なお、説明につきましては、お手元に別冊A4判の平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合決算書をご準備願います。こちらでご説明を申し上げます。

決算書の4ページ、5ページをお開き願います。2の平成20年度一般会計歳入歳出

決算書でございますが、こちらは総括表となっております。

まず、歳入でございますが、予算現額25億3,000万7,000円に対しまして、調定額、収入済額同額の25億3,002万2,987円となりまして、予算現額との比較で1万5,987円の増となったものでございます。

次ページ、6ページをお開き願います。

次に、歳出でございます。予算現額25億3,000万7,000円に対しまして、支出済額24億3,217万6,564円で、不用額は9,783万436円となりまして、左ページになりますが、歳入歳出差引残額、下段になりますが、9,784万6,423円を翌年度に繰り越すものでございます。

次のページ、8ページをお開き願います。3の歳入歳出決算事項別明細書につきまして詳細にご説明申し上げます。

まず、歳入合計でございます。下欄、当初予算額7億8,056万9,000円、補正予算額17億4,943万8,000円、予算現額は23億3,000万7,000円に対しまして、歳入合計額は、調定額、収入済額同額の25億3,002万2,987円となったものでございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

その内訳でございますが、第1款の分担金及び負担金は、運営の共通経費として、市町村からいただく負担金、備考欄に記載のとおり、6億9,500万円、第2款の国庫支出金は、記載の保険料不均一賦課国負担分（2分の1）と特例基金への積み立てとなる低所得者に対する保険料軽減分等の交付金で16億7,861万610円、さらに第3款の県支出金は、保険料不均一賦課県負担分、国2分の1、県2分の1の分でございます。1,032万4,600円でございます。また、第4款の財産収入は、特例基金の運用益等で363万9,329円、第5款繰越金は、前年度からの繰り越し1億4,209万6,397円、第6款諸収入は、歳計現金の運用利子収入等で35万2,051円となったものでございます。

次に、飛びますが、12ページ、13ページをお開き願います。

歳出でございます。歳出合計をごらんいただきたいと思いますが、補正後の予算現額25億3,000万7,000円に対しまして、支出済額24億3,217万6,564円でございます。

その内訳につきましては、前の10ページにお戻りいただきまして、第1款の議会費でございますが、67万1,297円、第2款の総務費、備考に記載のとおり、事務局長、次長、総務課職員8名分の人件費でございます。また、事務費の運営経費等で8,801万1,935円。

次の次ページをお開きいただきたいと思っております。

第3款は民生費でございますが、これは円滑な運営のために措置される臨時特例交付金に伴う基金積み立てや制度運営のための電算システムの経費等、特別会計への事務費等繰出金、また業務課職員16名でございますが、16名分の人件費などで23億4,349万3,332円となったものでございます。結果、不用額は、下欄計の9,783万436円となったものでございます。

次ページ、14ページをお開き願います。4の実質収支に関する調書でございますが、記載のとおりでございます。

ちょっと飛びますが、36ページをお開きいただきたいと思っております。ここからは成果等の報告書でございます。

次のページ、37ページをお開き願います。昨年度決算との比較で大きなものがございますけれども、ちょうど中ほど、第2款国庫支出金であります。保険料の不均一賦課となっております本県ですと4町村への国庫負担分、それと保険料のさらなる軽減措置等に係る国庫補助金で、基金に充当するもの合わせまして7億3,000万円の増額となっております。

以上が認定第1号の説明でございます。

続きまして、議案書16ページでございます。

認定第2号「平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」のご説明でございます。また、同じく別冊の決算書で説明をさせていただきます。

申しわけないんですが、決算書の16ページ、17ページをお開き願います。5の平成20年度特別会計歳入歳出決算書でございますが、こちらが総括の表となっております。

まず、歳入合計でございます。予算現額1,791億3,846万2,000円に対しまして、調定額、収入済額同額の1,816億594万3,740円となりまして、不納欠損、収入未済等はございません。予算現額との比較で24億6,748万1,740円の増となったものでございます。

続きまして、次ページ、18ページ、19ページをお開き願います。

こちらは歳出の合計でございます。予算現額1,791億3,846万2,000円に対しまして、支出済額1,773億490万8,466円で、不用額は18億3,355万3,534円となりまして、歳入歳出差引残額、左の下段になりますが、43億103万5,274円となりまして、次年度に繰り越すものでございます。

次ページ、20ページをお開き願います。6の事項別明細書によりまして、詳細説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、24ページの合計額をごらんいただきたいと思います。当初予算額1,892億6,741万8,000円に対しまして、101億2,895万6,000円を減額補正しまして、予算現額1,791億3,846万2,000円に対しまして、決算額は、調定額、収入済額同額の1,816億594万3,740円となったものでございます。

その内訳につきまして、20ページにお戻りをいただきたいと思います。

まず、第1款の市町村支出金につきましては、備考の欄とあわせてごらんいただきたいと思いますけれども、市町村からの被保険者の保険料収入、また保険料軽減分を公費で負担する保険基盤安定負担、これは市町村4分1、県が4分の3ですけれども、市町村4分の1を組んでございます。さらに療養給付費の定率負担分、これは12分の1でございます。そして、保健事業については、健康診査の負担金、合わせまして299億9,480万3,140円でございます。

第2款の国庫支出金につきましては、国からの医療給付費の定率負担、国は12分の3でございます。定率負担金、さらに高額療養費に係る負担金、さらには調整交付金として各県ごとの所得格差を是正するための普通調整交付金、特別な事情により算定される特別調整交付金、医療費適正化事業に係る補助金等で611億5,904万7,376円となったものでございます。

第3款の県支出金は、県からの医療給付費の定率負担金、12分の1でございます。さらには高額療養費に係る負担金、合わせまして145億6,113万6,132円でございます。

次ページをお開き願います。

第4款の社会保険診療報酬支払基金から、現役世代からの後期高齢者支援金として交付される支払基金交付金744億8,684万7,000円、また第5款の1件400万円を超える高額なレセプトが発生した場合、広域連合の財政運営の安定化をさせるために交付される特別高額療養費共同事業交付金1,466万9,201円、第6款の繰入金13億4,556万6,674円につきましては、一般会計からの事務費等の繰入金、さらに保険料不均一賦課繰入金、さらに特別対策に係る基金繰入金等でございます。

次に、第8款の諸収入につきましては、次ページに利子収入、あるいは交通事故等の損害賠償請求権を取得した第三者納付金等を合わせまして4,387万4,217円でございます。

次に、歳出でございますが、飛びますが、32ページをお開き願います。

歳出の合計額でございます。補正後の予算現額1,791億3,846万2,000円に対しまして、支出済額1,773億490万8,466円でありまして、不用額合計18億3,355万3,534円となったものでございます。

その内訳でございますけれども、26ページにお戻り願います。

まず、第1款の総務費でございます。これは制度運営のための経費でございますけれども、5億5,093万6,796円、特に大きなものについては、備考に記載しておりますけれども、制度運営の生命線であります電算処理委託費3億8,800万円余でございます。これにつきましては、システムの立ち上げから一緒に取り組んでまいりました、福島県の国民健康保険団体連合会と委託契約をしながら進めてきたところでございます。

次ページ、お開き願います。

第2款の保険給付費につきましては、被保険者が医療機関で診療を受けた際に給付される療養の給付等に係る費用でございます。1,763億4,764万2,381円、これは歳出全体の99.46%となるものでございます。給付費等の内訳等については、詳細は備考の欄に記載しているところでございます。

次に、次ページをお開きいただきます。

第3款は、財政安定化のために国・県・広域連合が3分の1ずつ拠出しまして、県に基金を設置する県財政安定化基金拠出金に2億127万4,000円でありまして、これについては20年度から6カ年継続するものでございます。

第4款は、先ほどもちょっと歳入のほうで話しましたが、特別高額療養費共同事業拠出金1,205万5,247円でございます。第5款保健事業費は、市町村に委託して実施した健康診査事業に係る経費で、1億9,300万42円となったものでございます。

次に、34ページをお開きいただきたいと思います。

7の実質収支に関する調書でございますけれども、これについては記載のとおりでございます。

次に、右のページの8の財産に関する調書でございます。該当は4の基金でございます。まして、決算年度末現在高18億3,128万1,000円となるものでございます。

それでは、主要な報告になりますが、41ページをお開き願います。

成果等の報告でございます。主なもののみご説明申し上げます。

まず、保険料の収納率でございますが、下段の参考でございますように、普通徴収

が96.3%となりまして、特別徴収・普通徴収の合計は、次の42ページをごらんいただきたいと思っておりますけれども、各市町村において収納対策に取り組んでいただきまして、保険料算定時の目標でありました98%を超えまして、98.9%と目標を達成することができました。なお、制度改正によりまして、普通徴収への切りかえも進んでおりますので、市町村との連携を一層密にしながら、収納対策に引き続き努めてまいりたいと考えております。

次に、飛びますが、48ページをお開き願います。

(5) 医療費適正化事業でございます。中ほどに成果が記載してございますけれども、②の重複・頻回受診訪問指導につきまして、これは東北でも唯一本県で実施いたしました。今回は福島市を対象地区としまして、保健師2名を雇用し進めました。結果としましては、生活状況の把握はできたわけでございますけれども、この評価の検証、また他市町村へ拡充するための保健師の確保、大変やってみて課題が多い事業だというふうに思ったところでございます。引き続き継続して今年度も実施することになっておりますので、今後、市町村と協議しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、その下の④のレセプトの二次点検でございます。これは2,400万円余で外部委託をして取り組みを進めておりますけれども、認められた金額が1億1,800万円余でございます。当初見込み以上の成果を上げることができたなというふうに考えてございます。

次に、54ページをお開き願います。

第5款の保健事業費でございます。市町村と委託契約を締結しながら実施いたしました。対象者の除外規定もあり、単純には比較できませんけれども、55ページの成果に記載の見込み受診率は31.5%、要するに除外対象者を除いた受診者の数ということで算定しますと31.5%でございます。平成18年度の本県データと比較しますと5ポイントほど伸びてございます。ただし、先ほど一般質問でもございましたように、市町村によりまして、受診率のばらつきもございますし、今後とも実態の把握と受診率向上に向けた取り組みを進めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上が認定第2号の説明でございます。

なお、本決算につきましては、監査委員による決算審査が行われまして、別冊のとおり、審査意見書が提出されておりますので、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、あわせてご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（田澤豊彦君） 次に、監査委員から決算審査の意見を求めます。

(監査委員より「議長」との発言あり)

議長（田澤豊彦君） 監査委員、新保勝也君。

監査委員（新保勝也君） 監査委員を仰せつかっております新保でございます。

審査の意見につきましては、市川監査委員と同意見でございますので、私のほうからご報告を申し上げたいと思います。

お手元の審査意見書をご参考にしていただきたいと思います。

去る平成21年6月29日でございますが、平成20年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算、また臨時特例基金の運用状況につきまして審査を実施いたしました。

その結果でございますが、審査に付されました一般会計及び特別会計の決算書、それから歳入歳出決算事項別明細書、財産に関する調書等につきましては、法令に準拠して作成されているものと認めました。また、決算の計数に関しましても、関係帳票及び証拠書類と照合いたしましたところ、正確であったというふうに認めました。それから、特例基金の運用を示す計数につきましても正確であったと認めました。

次に、決算の概要でございますが、これにつきましては先ほど説明がございましたので、あとは審査意見書にまとめていただいておりますとおりでございますけれども、一般会計につきましては9,784万6,000円、それから特別会計につきましては43億103万5,000円のそれぞれ黒字ということでございます。また、特例基金につきましても、年度途中で9億173万3,000円増加をいたしまして、年度末の残高は18億3,128万1,000円になっております。総じて見ますと、財政的には健全に運営がなされたのかなというふうに判断いたします。

以上の結果を踏まえまして、若干意見を申し上げたいと思っておりますが、皆様ご承知のとおりでございますけれども、本医療制度は、準備期間を受けまして、本年度から運営が開始されたものでございます。スタートの年ということもございまして、不透明な点多々ございますし、また手探りで進めざるを得なかったというふうな場面も数多くあったのではないかと推測されます。皆様のご努力によりまして、何とか初年度を無事に乗り切ったのかなというふうに言っているのかと思っております。いろいろ問題はまだ残っておるとは思いますが、そんなふうに考えてよろしいのかなと思っております。この点、事務方を始めとしまして、関係者のご努力に対して敬意を表したいというふうに思っております。

ただ、今後を展望しますと、これも皆さんご承知ですが、高齢者人口が増加するというに伴いまして、医療費の増大は不可避でございます。したがって、財政の運営というのもどうしてもきびしさが増すのではないかと予想されます。健全な財政を維持するためには、保険料収納対策の強化を図るとともに、経費の削減に努められまして、なお一層効率的な事業運営をしていただくということを希望いたしますというふうに思っております。

私からの報告は以上でございます。

議長（田澤豊彦君） ただいまの監査委員の新保勝也君の意見を踏まえ、認定第1号及び認定第2号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって認定第1号及び認定第2号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって討論を終結し、採決します。

採決は案件ごとに行います。

認定第1号は、これを原案どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。よって、認定第1号は、原案どおり認

定されました。

次に、認定第2号は、これを原案どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(田澤豊彦君) ご異議なしと認めます。よって、認定第2号は、原案どおり認定されました。

(14) 議案第10号の説明、採決

議長(田澤豊彦君) 次に、日程第14、議案第10号「平成21年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」を議題とします。

事務局より説明を求めます。

(事務局長より「議長」との発言あり)

議長(田澤豊彦君) 事務局長。

事務局長(鈴木英司君) それでは、まず議案書の18ページをお開き願います。

議案第10号「平成21年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

議案書では26ページまでの記載となっておりますけれども、恐れ入りますが、お手元に別添A3判の平成21年度補正予算説明資料をご準備いただきたいと思います。補正予算説明書をもって説明をさせていただきます。

説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

さきに承認第2号でご説明いたしました、経済危機対策等を受けまして、平成21年度の被保険者均等割額の軽減割合の拡大等に伴うものでございます。均等割額が7割減額される被保険者については、平成21年度においては一律8.5割減額とするものでございます。

それに伴いまして、上段のほうになりますが、歳入の国庫支出金に今回措置されます高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金2億1,177万5,000円を補正計上いたしまして、歳出のほうに民生費、後期高齢者医療事業として、臨時特例基金に積み立てるものでございます。

あわせて、決算が確定したことに伴いまして、繰越金の増額分2,575万円を歳入補正し、歳出においては予備費に計上するものでございます。

なお、ここで8,000円の差が出ておりますけれども、これにつきましては端数処理によるものでございます。

次に、2ページをお開き願います。

補正後の合計額でございますが、記載のとおり、歳入歳出同額の11億3,796万4,000円となるものでございます。

以上が議案第10号の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(田澤豊彦君) それでは、議案第10号の質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(田澤豊彦君) なければ、これをもって議案第10号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(「討論なし」という声あり)

議長(田澤豊彦君) なければ、これをもって討論を終結し、採決します。

議案第10号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(田澤豊彦君) ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案どおり可決されました。

(15) 議案第11号の説明、採決

議長(田澤豊彦君) 次に、日程第15、議案第11号「平成21年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

事務局より説明を求めます。

(事務局長より「議長」との発言あり)

議長(田澤豊彦君) 事務局長。

事務局長(鈴木英司君) それでは、議案書の28ページをお開き願います。

議案第11号「平成21年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

議案書では36ページまで記載してございますけれども、引き続き別添のA3判の補正予算説明資料で説明させていただきます。

説明資料の3ページをお開き願います。

これはさきの議案第10号の8.5割軽減等に係る特別会計での対応でございます。

まず、歳入につきましては、市町村支出金の保険料等負担金から軽減となる分2億1,177万5,000円を減額するものでございます。そういたしまして、同額を下段の繰入金、臨時特例基金から繰り入れるものでございます。また、平成20年度の高額療養費の精算に伴って、公費負担不足分が措置されることになってございます。したがって、高額療養費の国庫支出金、同じく県支出金にそれぞれ高額医療費負担金としまして1,540万3,000円を計上するとともに、あわせまして今年度の特別対策事業等に係る国庫支出金特別調整交付金5,281万2,000円を計上するものでございます。

なお、あわせまして、決算が確定したことに伴って、下段の繰越金のところに平成20年度の療養給付費の確定に伴って、精算して戻すことになる負担金等が14億248万7,000円でございます。それとその他の繰越し16億4,514万4,000円、2つに分けて計上しまして、収入補正額合計、右下欄になります。31億3,124万9,000円とするものでございます。

次に、4ページをお開き願います。

補正後の歳入合計額でございます。右下記載のとおり、2,214億8,709万2,000円となるものでございます。

続きまして、5ページをお開き願います。

歳出の中身でございます。今回補正いたしました総務費の電算処理委託費といたしまして、今年度の高額介護合算療養費支給、新たな支給事務があるわけでございますけれども、それに伴う新たな仕様等に対応するために委託費の増額1,745万5,000円を計上するものでございます。また、歳入の欄でご説明申し上げましたが、特別調整交付金で措置されます内訳になります。給付管理費、それから長寿・健康増進事業、高額療養費特別支給金の交付予定額同額の5,281万2,000円を計上するものでございます。

あわせまして、決算が確定したことに伴いまして、下段の諸支出金、歳入でご説明いたしました給付費に係る国庫等への返納償還金等14億248万8,000円、予備費に16億5,849万3,000円を計上し、歳出補正額を歳入補正額同額の31億3,124万9,000円とするものでございます。

次に、6ページをお開き願います。

補正後の歳出合計額でございます。右下記載のとおり、歳入同額の2,214億8,709万2,000円とするものでございます。

次に、7ページをお開き願います。

こちらは参考資料でございます。補正の出入りが項目ごとにわかりやすく記載したものでございます。今回の8.5割軽減措置によりまして、本県では記載のとおり3万5,000人を超える方が対象となるものでございます。

また、中段に特別調整交付金事業としまして、5,000万円余を挙げてございますけれども、継続された長寿・健康増進事業、正式には8月に内定になりますけれども、国のほうから指示があるかと思いますが、昨年同規模を計上してございます。

さらに、特別支給金、これは年齢到達月によっては、前の制度とあわせて、自己負担額が増加する場合があります。これについては本年1月から制度改正しておりますけれども、さらに見直しの中で20年4月にさかのぼって支給するというふうに措置されましたので、見込み額を計上したものでございます。

なお、繰越金の部分でございますが、返納と償還の試算額、それぞれ内訳を記載いたしましたので、ご参照いただきたいと思います。

以上が議案第11号の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（田澤豊彦君） それでは、議案第11号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって議案第11号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって討論を終結し、採決します。

議案第11号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案どおり可決されました。

(16) 同意第1号の説明、採決

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第16、同意第1号「福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」を議題とします。

広域連合長より説明を求めます。

（広域連合長より「議長」との発言あり）

議長（田澤豊彦君） 広域連合長。

広域連合長（瀬戸孝則君） 同意第1号「福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」でございますが、議員選出の監査委員でございます市川清純氏より辞職願が提出されましたことから、後任といたしまして、山口耕治

氏を適任と認め、選任を行うものであります。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（田澤豊彦君） これより同意第1号「福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」を直ちに採決することについてご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議がありませんので、採決いたします。

この件につきましては、地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、山口耕治君の退席を求めます。

（山口耕治議員 退席）

議長（田澤豊彦君） これより採決を行います。

お諮りします。同意第1号、山口耕治君の監査委員選任に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。よって、同意第1号、山口耕治君の監査委員選任に同意することに決しました。

山口君の入場を求めます。

（山口耕治議員 入場・着席）

(17) 閉会及び閉議の宣告

議長（田澤豊彦君） これで本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じ、平成21年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後4時56分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成21年 7月30日

福島県後期高齢者医療広域連合議会 議長

同 署名議員

同 署名議員